

いきいき同窓会ハラスメント防止ガイドライン(案)

1. 基本的な考え方

いきいき同窓会は、会員同士が対等な立場で、互いを思いやり、安心して楽しく活動する場です。年齢・性別・役職・活動歴などにかかわらず、一人ひとりの人格と尊厳を大切にします。相手が嫌がること、怖いと感じること、傷つくことをしないよう、お互いに心がけましょう。「そんなつもりはなかった」「冗談だった」という場合でも、相手を傷つけたり、安心して活動できない状況をつくったりする行為は、ハラスメントとして適切に対応します。

2. こんな行為はハラスメントです

次のような行為は、ハラスメントにあたる場合があります。

言葉による嫌がらせ

- 大声で怒鳴る、威圧する
- 暴言や人格を否定する発言をする
- 人前で繰り返し非難・叱責する
- 無視する、仲間外れにする、特定の人を排除する

立場を利用による嫌がらせ(パワーハラスメント等)

- 役員や世話役、年長者などの立場を利用して無理な要求をする
- 相手が断りにくい状況で、無理に従わせる
- 威圧的な態度や行動で恐怖を感じさせる

性的な嫌がらせ(セクシュアルハラスメント等)

- 不必要な身体接触をする
- 嫌がる性的な話やプライベートな話をする

このほか、相手の人格や尊厳を傷つけ、安心して活動することを妨げる行為についても、適切に対応します。

3. 困ったときは、一人で抱えない

「嫌な思いをした」「怖かった」「これはハラスメントでは？」と思ったら、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。本人だけでなく、ハラスメントと思われる行為を見たり聞いたりした人も相談できます。相談したことや、事実確認に協力したことを理由に、不利益な扱いや嫌がらせをすることは禁止します。

4. 相談を受けたら

相談を受けた役員は、相談した人の気持ちと安全に配慮しながら、複数の役員で事実を確認します。当事者や関係者から公平に話を聞き、関係のない人に相談内容を広めないようにします。必要な場合は、相談した人と行為をした人を一時的に離すなど、安心して活動できるよう配慮します。当事者や利害関係のある役員は、判断に加わらないようにします。

5. 組織として対応します

事実を確認したうえで、行為の内容や程度などを考え、必要な対応を行います。軽い場合は注意や話し合いなどを行い、重大な場合には、活動への参加停止や退会勧告などを含め、運営委員会等で適切な対応を検討します。ハラスメントが起きたときは、個人への注意だけで終わらず、同じことが起きないように、必要な改善を行います。

6. みんなで安心できる同窓会を

意見が違って、相手を尊重しましょう。親しい間柄でも、言葉や態度には節度を持ちましょう。ハラスメントを見かけたときは、できる範囲で止めたり、役員や相談窓口知らせたりしましょう。

- 「自分がされて嫌なことはしない」
- 「相手はどう感じているかを考える」

この二つを大切に、誰もが安心して参加できる、明るく楽しい同窓会をみんなでつくっていきましょう。